

# 第 1 部

## 総 則

第 1 編	計画の方針	1
第 2 編	区の地勢	4
第 3 編	災害時における公助機関の組織と役割	5

# 第1編 計画の方針

## 第1章 計画の目的

この計画は災害対策基本法第42条の規定に基づき、大田区防災会議が作成する計画である。区及び防災関係機関がその有する全機能を有効に発揮するとともに、地域力を結集して「自助」「共助」「公助」の連携を図って、区の地域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策を実施することにより、災害から区民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

## 第2章 計画の前提

この計画は、阪神・淡路大震災や東日本大震災、平成28年熊本地震等の大規模地震や令和元年東日本台風をはじめとする大規模水害から得た教訓と、「大田区総合防災力強化検討委員会」の提言、「大田区総合防災対策の実施方針」、近年の社会情勢の変化等を可能な限り反映する。

〔資料編16-1 大田区総合防災力強化検討委員会からの提言 参照〕

〔資料編16-2 大田区総合防災対策の実施方針 参照〕

さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図るため、あらゆる主体者の参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れる。

## 第3章 計画の修正

この計画は法の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは区防災会議で修正するものである。今回の計画修正にあたっては、令和元年東日本台風（台風第19号）から得た教訓や、災害時の新型コロナウイルス感染症対策等の対応を反映させるとともに、東京都地域防災計画や災害対策基本法の改正との整合性を図るべく計画の見直しを行った。その他については前回修正以降の防災対策の進捗状況の反映を中心とした時点修正を行った。

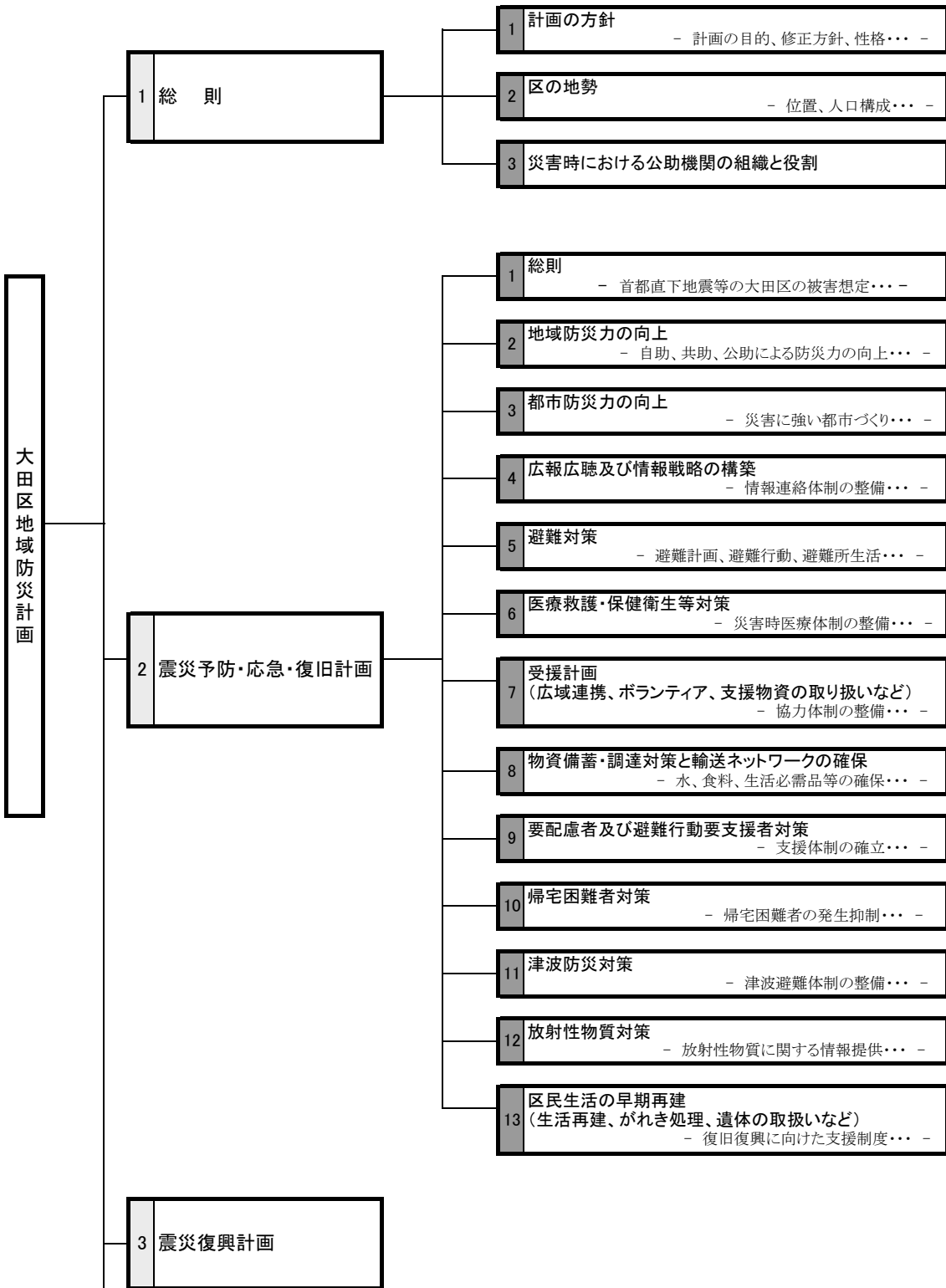
## 第4章 他の法令に基づく計画との関係

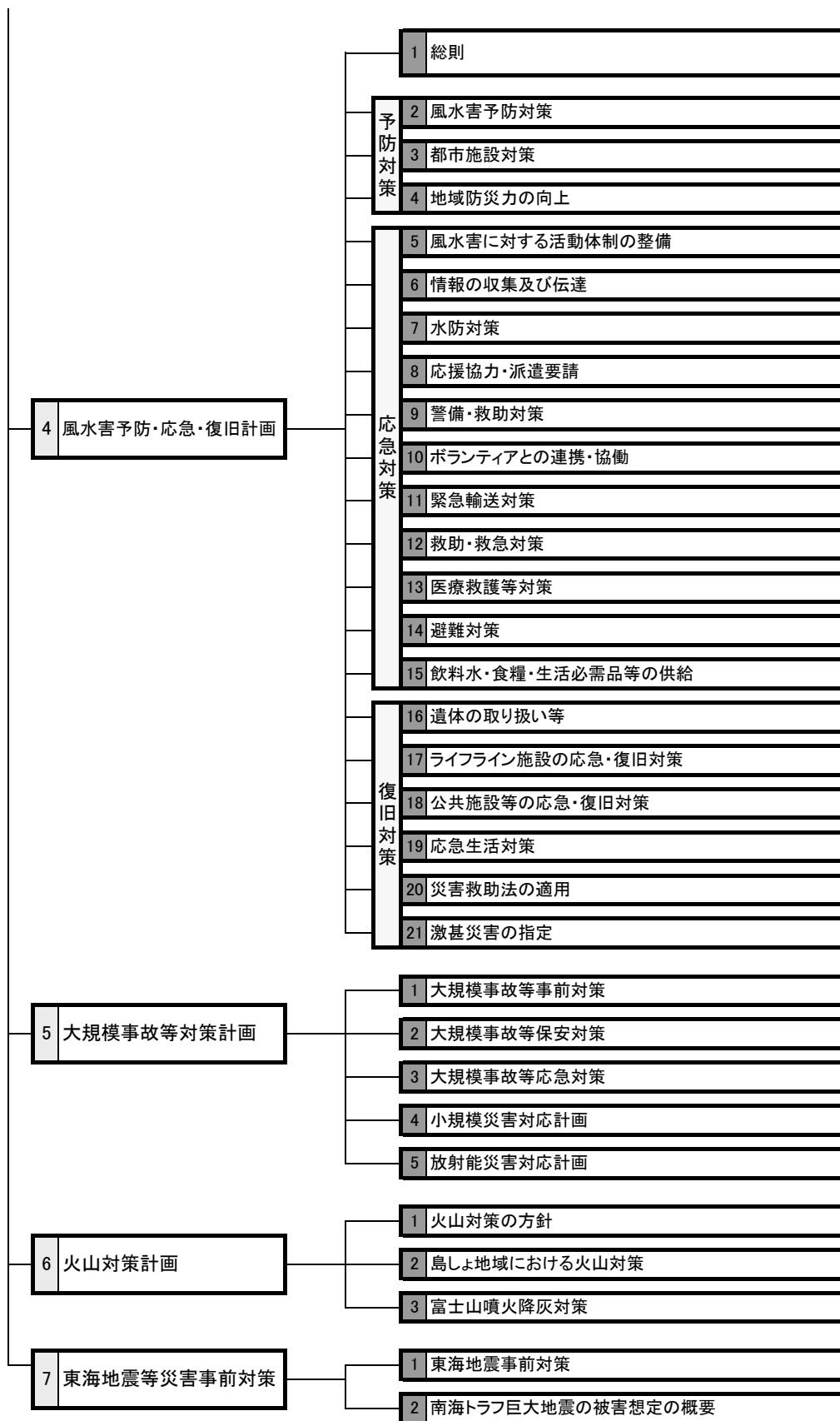
この計画は、区の防災総合対策の総合的かつ基本的な性格を有するものであって、国の防災基本計画及び東京都地域防災計画、指定地方行政機関等の防災業務計画等と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

## 第5章 計画の習熟

区及び防災関係機関は、この計画の目的を完遂するため、平素から調査研究に努めるとともに、本計画の習熟に努め、災害への対応能力を高めなければならない。

# 第6章 計画の体系





## 第2編 区の地勢

### 第1章 位置・地勢

大田区は、都の東南部にあり、東は東京湾に面し、北は、品川・目黒区に、北西は世田谷区に、さらに西と南は多摩川を境として神奈川県川崎市と隣接している。

面積は、東京都23区中第1位の広さがあり、61.86k㎡（令和2年10月1日現在）である。

西北部の丘陵地帯と東南部の低地に2分され、丘陵地帯は武蔵野台地の東南端にあたる。低地部は、海岸や多摩川の自然隆起と堆積によってできた沖積地と埋立地からなっている。

地質は、台地部は洪積層、低地部は沖積層がその最上部を構成している。

台地部は立川ローム、武蔵野ロームのローム層と、ローム質粘土層の下位に荏原台では東京層が、久が原台では武蔵れき層が分布している。

低地部では沖積層（有楽町層）の下部に七号地層、埋没ローム、埋没段丘れき層が、東京国際空港附近では七号地層、下丸子から西六郷にかけては埋没ローム層、埋没段丘れき層が分布している。

ゆるく堆積した沖積層の砂質地盤は地盤の液状化の可能性が指摘されている。

海拔は、田園調布付近が最高で43.7m、南東に向かって次第に低くなり、低地部の高いところで約5m、海岸線や埋立地では約1mである。

河川は、多摩川を始め、呑川、内川があり、共にほぼ東南に流れ東京湾に注いでいる。

※ 津波対策事業における標高調査（平成24年度実施）による

### 第2章 人口構成

大田区の人口は、昭和41年頃に最高を記録し、その後減少に転じ、一時微増傾向を示した時期もあるが、昭和62年以降は漸減傾向にあった。しかし、平成8年以降再び漸増傾向に転じている。

令和3年における住民基本台帳人口は、733,793人、内65歳以上の高齢者の占める比率は、22.7%となっている。

また、令和3年における外国人の人口は、23,895人となっている。

○構成

区 分	住 民 基 本 台 帳 人 口					
	0～14歳 幼・少年	15～64歳 生産年齢	65歳以上 老 年	合計	合計のうち 外国人人口	世帯数
人 口 (人)	79,152 (80,064)	488,567 (491,655)	166,074 (166,409)	733,793 (738,128)	23,895 (25,396)	400,489 (400,825) 世帯
比率 (%)	10.8 (10.9)	66.5 (66.6)	22.7 (22.5)	100	3.2 (3.4)	

令和3年4月1日現在

( )内の数字は令和2年4月1日現在の数字

# 第3編 災害時における公助機関の組織と役割

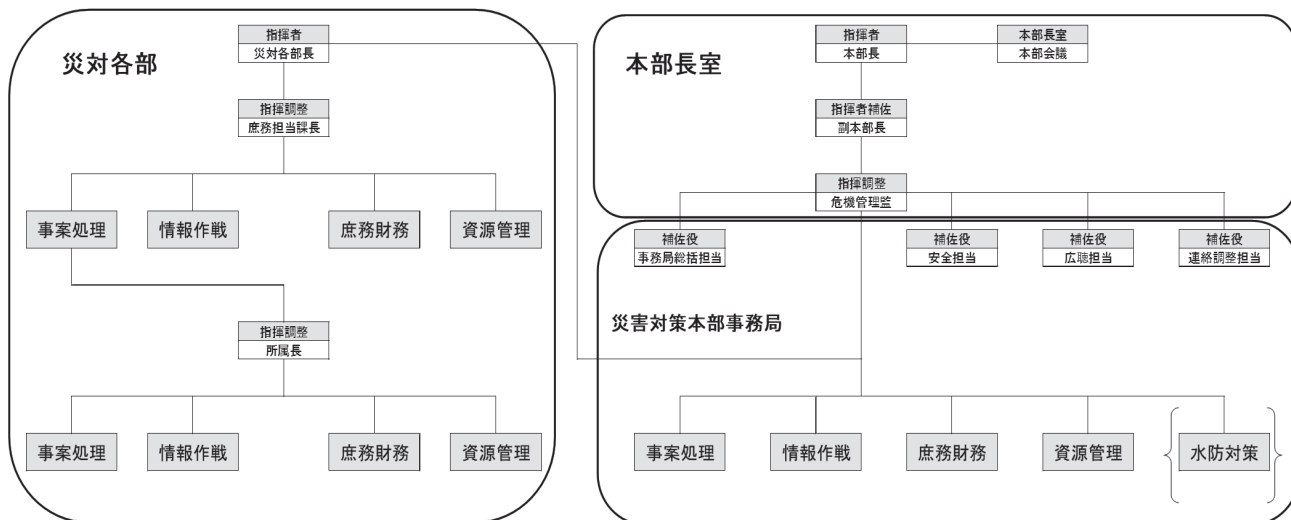
## 第1章 公助<区>の組織と役割

### 第1節 災害対策本部の組織体制

【防災危機管理課・区各部】

区は必要があるときは、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。本部の組織は下記のとおりとす。

<組織概要>



<本部長室・災対各部>

本部長室構成	本部長（区長）
	副本部長（副区長・教育長）
	危機管理監（危機管理室長）
	<b>【本部員】</b>
	企画経営部長
	総務部長
	地域力推進部長
	観光・国際都市部長
	区民部長
	産業経済部長
	福祉部長
	健康政策部長
	こども家庭部長
	まちづくり推進部長
都市基盤整備部長	
環境清掃部長	
教育総務部長	
庁議構成員の担当部	

災対各部構成	災対企画経営部
	災対総務部
	災対地域力推進部
	災対観光・国際都市部
	災対区民部
	災対産業経済部
	災対福祉部
	災対健康政策部
	災対こども家庭部
	災対まちづくり推進部
	災対都市基盤整備部
	災対環境清掃部
災対教育総務部	

<b>【組織の補足事項】</b>
会計管理室：災対企画経営部に所属
選挙管理委員会事務局、監査事務局、議会事務局：災対総務部に所属
障がい者総合サポートセンター：災対福祉部に所属
鉄道・都市づくり部、空港まちづくり本部：災対まちづくり推進部に所属

大田区災害対策本部各部の分掌事務〔資料編 2-4 大田区災害対策本部条例施行規則 参照〕

## 2 本部の設置

### (1) 本部の設置

ア 区長は、区の地域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は本部を設置する。

イ 危機管理監は状況により本部を設置する必要があると認めたときは、本部条例施行規則第4条第1項の副本部長の職に充てられている者と協議のうえ、本部の設置を区長に申請する。

### (2) 本部の設置の通知等

危機管理監は、本部が設置されたときは直ちに次に掲げる者のうちアについては必ず、その他の者については必要と認めた者につき本部の設置を通知する。

ア 都知事

イ 区内防災関係機関

ウ 隣接の区長及び市長

### (3) 本部の標示の掲出

本部が設置された場合は、区本庁舎正面玄関前に「大田区災害対策本部」の標示を掲出する。

### (4) 事務局の設置

危機管理監は、本部長室の所掌事務を一体的かつ効果的に実施するために災害対策本部事務局（以下「事務局」という。）を設置する。この際、危機管理監は、その職務を補佐する職員を必要に応じて招集する。

事務局の要員は、防災危機管理課並びに災対企画経営部及び災対総務部から招集した職員で構成し、水防に係る災害対策では必要に応じて、災対都市基盤整備部から招集した職員も加わる。

## 3 本部の運営

本部の運営は、災害対策基本法、区災害対策本部条例及び同施行規則の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。〔資料編 2-3 大田区災害対策本部条例 参照〕

### (1) 本部の非常配備態勢の確立及び廃止の決定

### (2) 重要な災害情報の収集及び伝達

### (3) 都に対する重要な要請及び連絡

### (4) 災害救助の実施

### (5) 都及び他区との相互応援

### (6) その他重要な災害対策

なお、本部が設置される前（災害が休日、勤務時間外等に発生した場合における初動活動態勢を含む。）又は、設置されない場合における災害応急活動の実施は、ほかに定めがある場合を除き、本部が設置された場合に準じて処理する。

## 4 本部の廃止

(1) 区長は、区の地域について災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは本部を廃止する。本部の廃止に伴い、本部各課長は、所管事務を速やかに処理し、「災害対策事務引継書」により行政組織の担当部課に引き継ぐ。

(2) 本部の廃止の通知等は上記「2 (2) 本部の設置の通知等」に準じ処理する。

## 5 本部設置前の初動連絡態勢

本庁舎の夜間専門警備は、風水害その他の非常災害又は非常事態発生の通報を受けたときは、直ちに防災危機管理課長へ連絡し、防災危機管理課長はあらかじめ定められている連絡態勢に基づき通報する。

## 6 本部長室の開設及び議事

### (1) 本部長室の開設準備



危機管理監は、本部が設置されたときは直ちに、本部長室の開設に必要な通信、その他の整備を行う。

## (2) 本部長室の開設

ア 本部長は原則として本部を設置したときは、本部条例施行規則第3条の本部長室の構成員を招集する。

イ 本部長は、災害の状況その他により必要があると認めたときは、本部条例施行規則第6条の本部員を指名する。

## (3) 本部長室の議事

本部長室に付議する事項は、本部条例施行規則第2条に定める審議策定事項及びこの計画に定める報告事項とする。

## 7 現地対策本部の設置等

区の地域に発生した災害が局地的、かつ著しく甚大で、特に区長が認めた場合は、現地あるいは近隣に現地対策本部を設置し、事態の早期収拾に努める。

また、状況によっては、災害情報収集のために職員を現地に派遣し、必要に応じて、救助物資及び資器材の搬送、関係機関への要請等応急措置を実施する。

現地対策本部の運営等は、災害対策本部態勢に準拠するものとする。

## 8 本庁舎の代替庁舎

(1) 本庁舎が火災や浸水等により使用できない場合、大森地区へ移転する。大森地区の代替庁舎を使用できない場合は、調布地区へ移転する。

ア 大森地区の代替庁舎

大森文化の森、新井宿特別出張所、大森地域庁舎、新井宿会館、池上会館等

イ 調布地区の代替庁舎

嶺町文化センター、調布地域庁舎など

(2) 各代替庁舎の使用計画については、今後具体化する。

## 9 本部の財務

(1) 費用の負担

大田区災害対策本部設置後、各部分掌事務の遂行に要した経費は、本部が負担する。

(2) 予算手続

ア 本部が設置されたときの予算手続は、大田区予算事務規則に基づき処理する。

イ 災対各部長（以下「部長」という。）は、その分掌事務の遂行に必要な予算に不足を生じるとき又は予算措置が講じられていないときは、直ちに災対企画経営部長の指示を受ける。

ウ 災対企画経営部長は、本部が設置されたとき、又は上記イの指示を求められたときは、速やかに予算措置方針を本部長室に付議して、関係部長に必要な指示を行う。

エ 各部長は、緊急の経費について上記イ、ウの指示を求めるとまがないときは、部長かぎりにおいて、臨機・適切な処置をとることができる。この場合、事後速やかに災対企画経営部長に報告し、その承認を求める。

オ 災対企画経営部長は、各部の分掌事務が円滑に遂行できるよう、予算事務について、指導・協力を行う。

(3) 物資調達手続

ア 本部が設置されたときの物資調達は、大田区予算事務規則及び大田区契約事務規則に基づき処理する。

イ 災害時において上記アによることができない場合、災対総務部長は本部長室に付議して臨機・適切な処置をし、又は、各部長をして処置するよう指示することができる。

ウ 事務処理は、「契約締結請求書」の各葉の左上欄に「災」と朱書し、本部組織によって処理するものとする。

(4) 工事施行手続

災害時において緊急に工事を施工する必要があるとき、本部長の指示を受けて、大田区契



約事務規則に定める手続によらないで処理することができる。ただし、事後、直ちに所定の手続をとるものとする。※参考 大田区工事施行規程第 15 条

(5) 支払手続

- ア 本部が設置されたときの支払手続は、大田区会計事務規則に基づき処理する。
- イ 災害時において上記によることができない場合、会計管理者は本部長室に付議して臨機・適切な処置をするよう指示することができる。
- ウ 特に、即時支払を必要とする経費については、大田区会計事務規則に準じた手続により、資金前渡の方法により処理するものとする。

(6) 事後手続

各部長は災害終了後、活動に要した諸経費について、災害対策経費報告書により本部長あて報告する。

(7) 物品の管理及び取扱い

災害対策用物品の管理及び取扱いについては、「物品の管理及び取扱要領」によるものとする。〔資料編 2-10 物品の管理及び取扱要領 参照〕

1 本部の態勢

(1) 非常配備態勢

本部の態勢は、大田区災害対策本部運営要綱第7条に定める別表第1（次頁参照。以下同じ）のとおり、第1次配備態勢〔注意態勢〕から第4次配備態勢〔厳戒態勢〕の4段階となっている。

本部長は、本部を設置したときは、別表第1に掲げる発令基準により、非常配備態勢の指令を発し、部長及びその他本部の職員を配備することとしている。

また、本部が設置されていない場合であっても、区長は、必要と認める場合は、別表第1に掲げる発令基準により、非常配備態勢の指令を発することができることとしている。

さらに、震度4以上の地震が発生した場合又は災害による小規模な被害の発生が確認された場合は、別表第1に掲げる発令基準により、非常配備態勢の指令が発せられたものとみなすこととしている。

(2) 職員の配置

別表第1の発令基準により参集する職員は、区職員と都費教職員とし、発令基準ごとに動員計画によりあらかじめ指定しておくこととしている。

(3) 業務内容

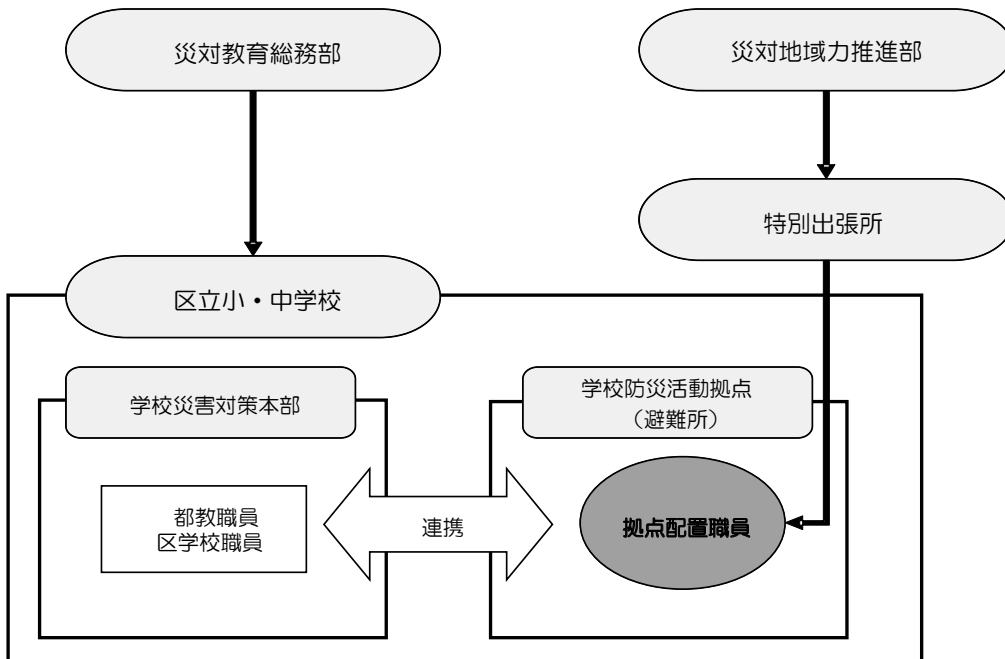
職員は、大田区災害対策本部条例施行規則第8条に定める部の計画に基づき、災害対応に従事する。

(4) 拠点配置職員等

特別出張所及び区立小中学校は、災害発生初動期に重要な役割を担う地域の拠点となるため、大田区災害対策本部運営要綱第8条において、拠点配置職員及び特別出張所補完配置管理職員をあらかじめ指定している。拠点配置職員及び特別出張所補完配置管理職員は、第3次配備態勢以上の指令が発せられた（みなし発令を含む）場合、あらかじめ指定された特別出張所に参集するものとする。

拠点配置職員は、参集後、特別出張所長の指揮下で、特別出張所職員や学校教職員と連携して避難所運営等の業務に取り組み、当初の混乱が落ち着き地域拠点の活動が軌道にのった段階で本来所属に戻る。特別出張所補完配置管理職員は、当該特別出張所長に代わり、特別出張所及び避難所の災害対応業務の指揮を行うものとし、当該特別出張所長が参集したときは、その業務を引き継ぐものとする。

【学校に配置される拠点配置職員の指揮命令系統図】



## 本部の非常配備態勢

態勢	発令基準	参集指定職員
第1次配備態勢 【注意態勢】	区内において震度4以上の地震が発生した場合	危機管理室長 防災危機管理課長 防災計画担当課長 防災支援担当課長 生活安全担当課長 区内在住の防災危機管理課職員
第2次配備態勢 【警戒態勢】	次のいずれかに該当する場合に発令する。 (1) 区内において震度5弱以上の地震が発生した場合 (2) 東海地震注意情報の発表並びに災害及び大規模事故が発生し、又は発生するおそれがある場合 (3) 本部長（区長）が災害対策上必要と認めた場合	大田区内在住の参事・副参事・専門参事・専門副参事 概ね全職員の1/10（都費教職員を含む）とし、規則第8条に規定する動員計画によりあらかじめ指定した職員。 ただし、本部長（区長）は災害対策を進める上で必要に応じて、所属単位に増員又は減員をするものとする。
第3次配備態勢 【非常態勢】	次のいずれかに該当する場合に発令する。 (1) 区内において震度5強以上の地震が発生した場合 (2) 局地災害が発生した場合 (3) 状況により本部長（区長）が災害対策上必要と認めた場合。 (4) 区内に災害による小規模な被害の発生が確認された場合	区外在住の参事・副参事・専門参事・専門副参事 概ね全職員の1/2（都費教職員を含む。）とし、規則第8条に規定する動員計画によりあらかじめ指定した職員。 ただし、本部長（区長）は災害対策を進める上で必要に応じて、所属単位に増員又は減員をするものとする。
第4次配備態勢 【厳戒態勢】	次のいずれかに該当する場合に発令する。 (1) 区内において震度6弱以上の地震が発生した場合 (2) 本部長（区長）が災害対策上必要と認めた場合	全職員（都費教職員を含む） ただし、本部長（区長）は災害対策を進める上で必要に応じて、所属単位に増員又は減員をするものとする。

## 2 本部職員の配置及び服務等

### (1) 職員の配置

ア 各部長は、あらかじめ部の分掌事務を遂行するため、部の動員計画に基づき各非常配備態勢において、本部の事務に配備すべき職員を本部条例施行規則第7条に基づく本部の職員として任命し、必要な名簿を備えておかななければならない。

イ 各部長は、非常配備態勢の指令を受けたときは、直ちに災害の状況に応ずる次の措置をとらなければならない。

(ア) 職員の動員計画表に基づき職員を所定の部署に配置すること。

(イ) 職員の参集方法及び交替方法を周知徹底させること。

(ウ) 部の業務計画に基づき業務活動の具体的内容を指示すること。

(エ) その他高次の非常配備態勢に応ずる職員の配置に移行できる措置を講ずること。

### (2) 職員の服務

ア すべての職員は、勤務時間外、休日等に災害が発生し又は発生のおそれがあることを察知したときは継続して情報収集に努め、非常配備態勢の発令に備えなくてはならない。

イ 本部のすべての職員は、自らの言動によって、住民に不安を与え、住民の誤解を招き、又は本部の活動に支障をきたすことのないように厳に注意しなければならない。

### (3) 職員の給食

ア 本庁舎等にあつては災対総務部人事課が、その他にあつてはそれぞれの長（長が配置されていない施設にあつては上席の職員）が、調達する。

イ 発災直後の職員の給食については、別途確保する。

### (4) 職員の災害補償

本部職員の災害に対する補償は、「地方公務員災害補償法」（昭和42年8月1日、法律121号）の定めるところにより実施する。

### 第3節 区立学校の活動態勢

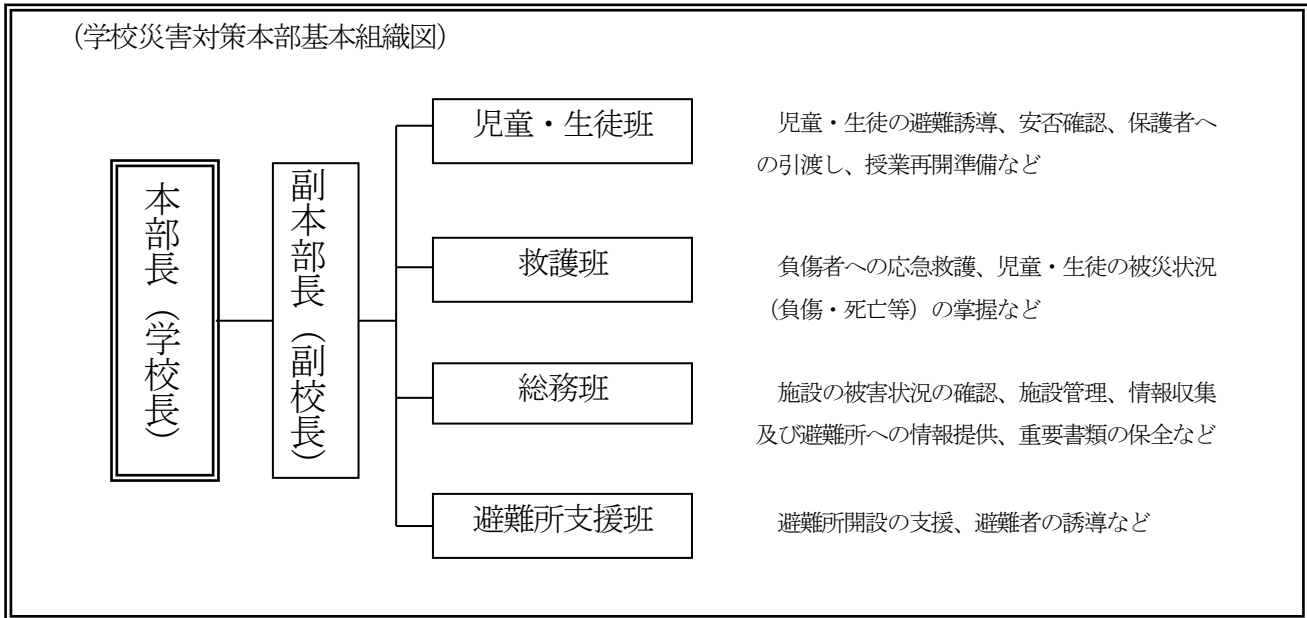
【教育総務部】

#### 1 発災時の対応

(1) 教育活動中に災害が発生した場合

ア 学校災害対策本部の設置

学校は、速やかに授業、会議等学校教育活動を打ち切り、学校であらかじめ定めている学校災害対策本部（基本組織図参照）を設置し、教職員により以下に掲げる学校災害応急活動を実施する。



イ 児童・生徒の掌握と安全確保等

学校災害対策本部長（以下「学校本部長」という。）は、児童・生徒班を中心にして組織の総力をあげて児童・生徒の掌握と安全確保に努める。児童・生徒等に被害が発生した場合は、救護班に命じて速やかにその救出又は応急手当等を実施する。

ウ 防火点検、学校施設、設備の被害状況の把握等

学校本部長は、前項の措置と並行して、総務班に対して火気使用場所の防火点検を命じ、出火している場合は、初期消火活動を指示するとともに消防機関へ火災発生通報をする。

この場合、火災の状況を的確に把握して、児童・生徒班により早めに児童・生徒等を校庭等の安全な場所に避難させる。また、総務班に対して学校施設設備の点検、被害状況の把握、可能な応急措置を指示する。

エ 近隣住民等の自主避難者の受け入れ

地震による住家等の損壊により、近隣住民が自主的に学校に避難してきた場合には、当該学校本部長は、学校における児童・生徒の安全確保に支障がない範囲内において学校施設を指定して、避難所支援班に命じて避難者の対応に当たる。

オ 大田区災害対策本部（災対教育総務部）への通報

学校本部長は、速やかに次に掲げる事項を区災害対策本部（災対教育総務部）へ通報する。

(ア) 学校災害対策本部の設置日時、同本部従事の全職員数

(イ) 児童・生徒の掌握数及び状況

(ウ) 火災の有無

(エ) 学校施設の被害状況

(オ) 学校で把握できる近隣の被害状況

(カ) 近隣住民の学校への避難の有無。避難者を収容している場合は、その人数及び状況等

(キ) その他参考となる事項

なお、この後の通報は、第2部第4編第2章応急・復旧対策第5節情報の収集・伝達5被害状況等の報告及び災害現地調査(1)エ「区本部に対する報告」(P174参照)に定めるところによる。

カ 人命救助、校内火災の拡大等緊急事態の措置

学校本部長は、在校児童・生徒等の中に生命の危険がある重大な被害を受けた者がいる場合、あるいは校内火災の拡大により、児童・生徒等の安全確保に重大な影響がある場合等緊急事態が発生したときは、警察、消防機関等の救助機関に直接救助を求めるほか、あらゆる手段を講じて人命救助に当たり、人的被害の拡大防止に努めなければならない。

キ 在校児童・生徒の保護者への引渡しの時期等

在校児童・生徒の保護者への引渡しは、当該学区の住家等の被害の全貌が明らかになるまでの間は、在校児童・生徒を学校に留め置くことを原則とする。ただし、当該学校に危険が切迫しているような状況においては、この限りでない。

(2) 教育活動外の時間で災害が発生した場合

ア 非常配備態勢の発令

本部の非常配備態勢(P10参照)に基づき、動員指令が発令されたときは、勤務する学校に参集する。

なお、大田区に震度5弱以上(第2次配備態勢～)の地震が発生した場合は、当該地震の発生をもって動員指令が発令されたものとみなす。

イ 学校災害対策本部の設置

学校長又は副校長が学校に到着後、速やかに学校災害対策本部(基本組織図参照)を設置し、その旨区災害対策本部(災対教育総務部)へ通報する。

ウ 児童・生徒の安否確認等

学校本部長は、出勤してきた教職員を指揮して、児童・生徒班を中心にして組織の総力をあげて児童・生徒の安否確認に努める。

エ 防火点検、学校施設、設備の被害状況の把握等

学校本部長は、出勤してきた教職員を指揮して、電話回線の確認、校内の火気使用設備の防火点検及び学校施設、設備の被害状況を把握する。その調査結果を基にして避難者の収容可能施設を選別し、かつ、当該施設ごとの収容可能人員を算定しておく。

オ 近隣住民等の自主避難者の受け入れ

地震による住家等の損壊により、近隣住民が自主的に学校に避難してきた場合には、避難所支援班に命じて避難者の対応に当たる。

カ 大田区災害対策本部(災対教育総務部)への通報

学校本部長は、速やかに次に掲げる事項を区災害対策本部(災対教育総務部)へ通報する。

(ア) 学校災害対策本部の設置日時、同本部従事の全職員数

(イ) 火災の有無

(ウ) 学校施設の被害状況

(エ) 避難者収容可能人員

(オ) 学校で把握できる近隣の被害状況

(カ) 近隣住民の学校への避難の有無。避難者を収容している場合は、その人数及び状況等

(キ) その他参考となる事項

なお、この後の通報は、第2部第4編第2章応急・復旧対策第5節情報の収集・伝達5被害状況等の報告及び災害現地調査(1)エ「区本部に対する報告」(P174参照)に定めるところによる。

## 2 避難所としての対応

### (1) 避難所開設

区災害対策本部が区の地域に関わる災害予防及び災害応急対策を実施するため、学校施設を避難所として開設する必要が生じ、区災害対策本部長から学校長に対して、避難所の開設指示及びその運営管理に関して必要な限度において必要な指示が出されたときは、学校本部長は、その指示に従って学校災害対策本部組織を指揮し、第2部第5編第2章応急対策第4節



(P198) 「避難所の開設、管理運営」により、避難者の収容、救援等に万全を期す。

避難所の管理運営は、基本的には、区長部局が担当するが、発災初期の段階においては、早急に避難所を整備する必要があるため、学校本部長の指揮のもと教職員がリーダーシップを発揮して開設・運営の対応を図る。

(2) 開設した避難所における保護者への児童・生徒の引渡し

児童・生徒が在校中に、前項の対応を行い、児童・生徒の保護者が当該学校に避難してきた場合は、その時点で児童・生徒を保護者に引き渡す。

(3) 学校防災活動拠点（避難所運営連絡会）への引継ぎ

教職員は、避難所開設・運営の初期段階の混乱が落ち着いた時点で、区長部局、避難者等の代表からなる学校防災活動拠点（避難所運営連絡会）に運営を引継ぎ、応急教育に向けた活動に重点をおく。

#### 第4節 区防災会議の招集

【防災危機管理課】

区の地域に災害が発生した場合において、その災害に係る応急対策に関し、区をはじめ防災関係機関相互間の連絡調整を図る必要があると認められるときは、区防災会議の委員は会長に区防災会議の招集を要請する。



## 第5節 区の役割<各部署の分掌事務>

機関の名称	事務又は業務の大綱
危機管理監	<p>災害対策活動の総合調整に関すること。</p> <p>本部長室の運営に関すること。</p> <p>災害対応策の立案に関すること。</p> <p>各災対部長への指示に関すること。</p> <p>本部の通信に関すること。</p> <p>災害情報の全体的な集約、整理及び報告に関すること。</p> <p>災害状況に係る分析及び認識の統一に関すること。</p> <p>災害時の広報に関すること。</p> <p>災対各部署間の支援及び調整に関すること。</p> <p>分掌事務に規定がない事案の差配に関すること。</p> <p>災害対策本部事務局の設置及び運営の総括に関すること。</p> <p>防災業務従事者の安全管理及び災害補償に関すること。</p> <p>特命事項及び応急的な事案処理の総括に関すること。</p>

機関の名称	事務又は業務の大綱
各部共通事項	<p>本部長室との連絡に関すること。</p> <p>部所管施設利用者の保護及び避難誘導に関すること。</p> <p>部所管施設の被害情報の収集に関すること。</p> <p>部所管施設、機器の保全点検及び機能確保に関すること。</p> <p>部所属職員の動員に関すること。</p> <p>部内の連絡調整及び協力に関すること。</p> <p>協定団体との連絡調整に関すること。</p> <p>他部への支援に関すること。</p> <p>他の地方公共団体からの応援職員の準備に関すること。</p>
災対企画経営部	<p>災害対策本部事務局の設置及び運営に関すること。</p> <p>災害対応に係る予算に関すること。</p> <p>災害時の広聴に関すること。</p> <p>災害記録に関すること。</p> <p>情報システムの維持及び復旧に関すること。</p> <p>公共施設の応急危険度判定及び応急対策に関すること。</p> <p>災害対応に係る現金の出納管理に関すること。</p> <p>特命事項及び応急的な事案処理に関すること。</p>

機関の名称	事務又は業務の大綱
<p>災対総務部</p>	<p>災害対策本部事務局の設置及び運営に関すること。            本部長及び副本部長との連絡調整に関すること。            輸送の総括に関すること。            救援物資の受入れ及び配分に関すること。            応急公用負担に関すること。            応急措置の実施に伴う訴訟に関すること。            物品及び物資等の調達に関すること。            応急対策用用地に関すること。            本部の職員の服務及び給与等に関すること。            本部の職員の装備及び給食に関すること。            本部の部局間の人的応援の調整に関すること。            他の地方公共団体からの応援職員の受入れの総括に関すること。            区議会議員に関すること。            特命事項及び応急的な事案処理に関すること。</p>
<p>災対地域力推進部</p>	<p>避難所に関すること。            地域の被災情報及び避難情報の収集に関すること。            地域防災活動の支援に関すること。            地域施設との連絡調整に関すること。            災害ボランティアセンターの開設に関すること。            災害ボランティアの総合調整に関すること。            り災証明書の発行業務に関すること。            義援金に関すること。</p>
<p>災対観光・国際都市部</p>	<p>要配慮者（外国人）に関すること。            語学ボランティアに関すること。</p>
<p>災対区民部</p>	<p>帰宅困難者、駅前滞留者に関すること。            死亡届・埋火葬許可の事務処理に関すること。            避難所等の支援に関すること。</p>
<p>災対産業経済部</p>	<p>飲料水及び食糧の調達に関すること。            中小企業及び農漁業の災害対策に関すること。</p>
<p>災対福祉部</p>	<p>要配慮者（高齢者・障害者）に関すること。            福祉避難所（高齢者・障害者）の開設及び管理運営に関すること。            福祉ボランティアに関すること。            遺体収容所に関すること。            遺体埋葬等に関する事務処理に関すること。            行方不明者の捜索及び調査に関すること。            災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関すること。            災害援護資金の貸付けに関すること。            被災者生活再建支援金の支給に関すること。</p>

機関の名称	事務又は業務の大綱
<p>災対健康政策部</p>	<p>医療救護活動に関すること。            医師会及び医療機関との連絡調整及び協力に関すること。            医薬品及び医療器具等の調達及び分配に関すること。            診療可能な医療機関の調査及び把握に関すること。            被災地、避難所等における保健・生活衛生対策に関すること。            被災地、避難所等における健康管理に関すること。            医療ボランティアに関すること。            遺体埋葬等に関する事務処理に関すること。</p>
<p>災対子ども家庭部</p>	<p>要配慮者（乳幼児）に関すること。            福祉避難所（乳幼児）の開設及び管理運営に関すること。            応急保育に関すること。            乳幼児に関する相談業務に関すること。</p>
<p>災対まちづくり推進部</p>	<p>民間建築物の応急危険度判定に関すること。            がけ崩れに関すること。            被災宅地の危険度判定に関すること。            被災住宅の応急対応に関すること。            家屋・住宅の被害認定調査に関すること。            家屋解体に関すること。            応急仮設住宅に関すること。</p>
<p>災対都市基盤整備部</p>	<p>災害対策本部事務局の設置及び運営に関すること。            土木構造物の被害調査及び応急対策に関すること。            道路障害物に関すること。            ライフラインの被害状況に関すること。            交通規制情報に関すること。            応急給水槽及び給水所での給水活動に関すること。            避難場所に関すること。            水防に関すること。            がれき処理の支援に関すること。            特命事項及び応急的な事案処理に関すること。</p>
<p>災対環境清掃部</p>	<p>被災地の廃棄物の処理に関すること。            備蓄物資等の輸送に関すること。            環境保全の調査及び対策に関すること。            がれき処理に関すること。            し尿処理に関すること。</p>
<p>災対教育総務部</p>	<p>学校災害対策本部に関すること。            避難所（学校）に関すること。            応急仮設校舎の建設に関すること。            応急仮設校舎の管理運営に関すること。            被災児童、生徒の教科書及び学用品の給与に関すること。            応急教育に関すること。</p>

## 第2章 公助<関係機関>の体制整備

### 第1節 関係機関の組織体制

[資料編5 各関係機関の活動体制 参照]

### 第2節 関係機関の役割

#### 1 都の役割

機関の名称	事務又は業務の大綱
建設局 第二建設事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 護岸及び防潮堤の保全に関する事。</li> <li>2 道路及び橋りょうの保全に関する事。</li> <li>3 水防に関する事。</li> <li>4 河川、道路及び橋りょうにおける障害物の除去に関する事。</li> <li>5 内川水門及び排水機場の管理（操作及び日常点検等を除く）に関する事。（江東治水事務所）</li> </ol>
港湾局 東京港建設事務所 東京港管理事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 港湾施設、海岸保全施設等の保全に関する事。</li> <li>2 輸送経路を確保するための航路、泊地及び臨海道路の障害物の除去に関する事。</li> <li>3 港湾における流出油の防御に関する事。</li> </ol>
交通局 大門駅務管区五反田駅務区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 旅客の安全確保及び施設の保全に関する事。</li> <li>2 地下高速電車による輸送に関する事。</li> </ol>
水道局 南部支所（大森）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急給水に関する事。</li> <li>2 水道施設の点検、整備及び復旧に関する事。</li> </ol>
下水道局 南部下水道事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関する事。</li> </ol>
警視庁 第二方面本部 大森警察署 田園調布警察署 蒲田警察署 池上警察署 東京空港警察署 東京湾岸警察署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関する事。</li> <li>2 交通規制に関する事。</li> <li>3 被災者の救出救助及び避難誘導に関する事。</li> <li>4 行方不明者の捜索及び調査に関する事。</li> <li>5 死体の調査等及び検視に関する事。</li> <li>6 公共の安全と秩序の維持に関する事。</li> </ol>

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京消防庁 第二消防方面本部 大森消防署 馬込・市野倉 山谷・森ヶ崎各出張所 田園調布消防署 雪谷・久が原各出張所 蒲田消防署 空港分署・ターミナル分駐所 羽田・六郷各出張所 矢口消防署 下丸子・西蒲田 西六郷各出張所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。</li> <li>2 救急及び救助に関すること。</li> <li>3 危険物施設等の措置に関すること。</li> <li>4 全各号に掲げるもののほか、消防に関すること。</li> </ol>

## 2 指定地方行政機関等の役割

機関の名称	事務又は業務の大綱
国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所 品川出張所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管する一般国道の保全に関すること。</li> <li>2 災害時における道路及び橋りょうの復旧に関すること。</li> </ol>
国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所 田園調布出張所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管轄区域河川の保全、施設等の工事並びに施設等の保全に関すること。</li> <li>2 管轄区域河川の雨量計、水位、流量、水防警報等水防に関すること。</li> </ol>
国土交通省東京航空局 東京空港事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること。</li> <li>2 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。</li> </ol>
第三管区海上保安本部 (東京海上保安部)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 津波情報等の伝達に関する事項</li> <li>2 震災に関する情報の収集に関する事項</li> <li>3 海難救助等(人命救助、危険物流出対応、火災対応等)に関する事項</li> <li>4 排出油等の防除(調査及び指導、防除措置の指示等)に関する事項</li> <li>5 海上交通の安全の確保(船舶交通の整理・指導・制限等、航路障害物の除去、航行船舶等に対する周知、水路等の測量、航路標識等の復旧)に関する事項</li> <li>6 海上における治安の維持に関する事項</li> <li>7 緊急輸送(人員及び救援・災害復旧資材の輸送)に関する事項</li> <li>8 その他震災応急対策に必要な事項</li> </ol>

### 3 指定公共機関の役割

機関の名称	事務又は業務の大綱
東日本旅客鉄道株式会社 東京支社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 旅客の安全及び鉄道施設等の安全確保に関すること。</li> <li>2 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関すること。</li> <li>3 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること。</li> </ol>
東海旅客鉄道株式会社 新幹線鉄道事業本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 旅客及び社員の安全確保に関すること。</li> <li>2 発災後の輸送の早期確保を図ること。</li> <li>3 新幹線鉄道の防災応急対策及び事前対策に関すること。</li> </ol>
日本貨物鉄道株式会社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 貨物事業に係る車両、施設、設備等の災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関すること。</li> </ol>
東日本電信電話株式会社 東京事業部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電信及び電話施設の建設並びに保全に関すること。</li> <li>2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること。</li> </ol>
日本赤十字社 東京都支部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等(助産及び死体の処理を含む)の実施に関すること。</li> <li>2 災害時における避難施設等での救護所開設及び運営に関すること。</li> <li>3 こころのケア活動に関すること。</li> <li>4 赤十字ボランティアの活動に関すること。</li> <li>5 輸血用血液の確保、供給に関すること。</li> <li>6 義援金の受付・配分及び募金に関すること。(原則として義援物資については受け付けない)</li> <li>7 赤十字エイドステーション(帰宅困難者支援所)の設置・運営に関すること。</li> <li>8 災害救援物資の支給に関すること。</li> <li>9 日赤医療施設等の保全、運営に関すること。</li> <li>10 外国人の安否調査に関すること。</li> <li>11 遺体の検案協力に関すること。</li> <li>12 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関すること。</li> </ol>
首都高速道路(株) 東東京管理局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 首都高速道路等の保全に関すること。</li> <li>2 首都高速道路等の災害復旧に関すること。</li> <li>3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。</li> </ol>
東京電力パワーグリッド株式会社 品川支社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気施設等の建設並びに保安に関すること。</li> <li>2 災害時における電力の需給に関すること。</li> </ol>
東京ガス株式会社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ガス施設の安全保安に関すること。</li> <li>2 災害時におけるガスの供給に関すること。</li> </ol>

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 東京支社 大森郵便局 蒲田郵便局 田園調布郵便局 千鳥郵便局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 郵便、為替貯金及び簡易保険の各事業の運行管理及びこれら施設等の保全に関する こと。</li> <li>2 災害地における郵政事業に係る災害特別事務取扱いに関すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</li> <li>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除</li> <li>(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除</li> <li>(4) 被災者救援のための寄付金送金用郵便振替の料金免除</li> <li>(5) 為替貯金業務の非常取扱い</li> <li>(6) 災害ボランティア口座の開設</li> <li>(7) 簡易保険業務の非常取扱い</li> </ol> </li> <li>3 その他災害応急対策に関すること。</li> </ol>

#### 4 指定地方公共機関の役割

機関の名称	事務又は業務の大綱
東急電鉄株式会社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 旅客の安全確保及び鉄道施設等の安全確保に関すること。</li> <li>2 鉄道による避難者及び救助物資の輸送に関すること。</li> </ol>
京浜急行電鉄株式会社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 旅客の安全確保及び鉄道施設等の安全保安に関すること。</li> <li>2 鉄道車両等による避難者及び救助物資の輸送に関すること。</li> </ol>
東京モノレール株式会社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 旅客の安全、輸送の確保及び鉄道施設等の安全確保に関すること。</li> <li>2 災害時における避難者の輸送の協力に関すること。</li> </ol>
一般社団法人東京都トラック協会大田支部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。</li> </ol>
一般社団法人 大森医師会 一般社団法人 田園調布医師会 一般社団法人 蒲田医師会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における医療助産活動の協力に関すること。</li> </ol>
公益社団法人 大森歯科医師会 公益社団法人 蒲田歯科医師会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における歯科医療救護活動の協力に関すること。</li> </ol>
公益社団法人 東京都薬剤師会 大森支部 蒲田支部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における医療救護活動の協力に関すること。</li> </ol>



機関の名称	事務又は業務の大綱
公益社団法人 東京都獣医師会 大田支部	1 災害時における動物救護活動の協力に関する事。

## 5 公共的団体の役割

機関の名称	事務又は業務の大綱
自治会・町会	1 避難誘導、避難所・避難場所の世話業務の協力に関する事。 2 り災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に関する事。 3 その他被害状況調査等災害対策業務全般についての協力に関する事。
大田建設協会	1 災害時における建設活動の協力に関する事。
大田造園協会	1 応急対策活動に関する事。